

## 国の基本指針における任意記載事項に定められた主な内容について

### 産後の休業や育児休業後の教育・保育の利用の確保

休業中の保護者に対する情報提供や計画的な教育・保育施設、地域型保育事業の整備

育児休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整備

### 児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化

児童養護施設や里親等の社会的擁護施策との連携

### ひとり親家庭の自立支援の推進

子育て・生活支援策・就業支援策・養育費の確保策及び経済的支援策を中心とした総合的な自立支援の推進

### 障害児施策の充実等

障害の原因となる疾病や事故の予防、早期発見や治療の推進

障害児等特別な支援が必要となる子どもとその家族等に対する支援の充実

発達障害を含む障害のある子どもに対する支援

教育・保育施設や地域型保育事業、育成学級等での受け入れの推進

### ワークライフバランスの推進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し  
(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)

保育や放課後児童健全育成事業の充実等による仕事と子育ての両立のための基盤整備